

2. 公益財団法人 関西・大阪21世紀協会 関係書類

民都大阪休眠預金等活用団体に関わる覚書

2018年9月27日

- 1) 表記団体が認定され業務を開始した場合、その業務の一部について公益財団法人 関西・大阪21世紀協会は業務を受託するなどの協力を行う
- 2) 第1項の実施にあたっては別途、実施内容など細目を定め、協定書を締結するものとする
- 3) それぞれの機関決定を経て実行する

以上

同意します

公財) 関西・大阪21世紀協会

理事長 堀井 良厚

「公益財団法人 関西・大阪 21 世紀協会の

日本万博記念基金運用に関わる技術的基礎」

2018年9月30日

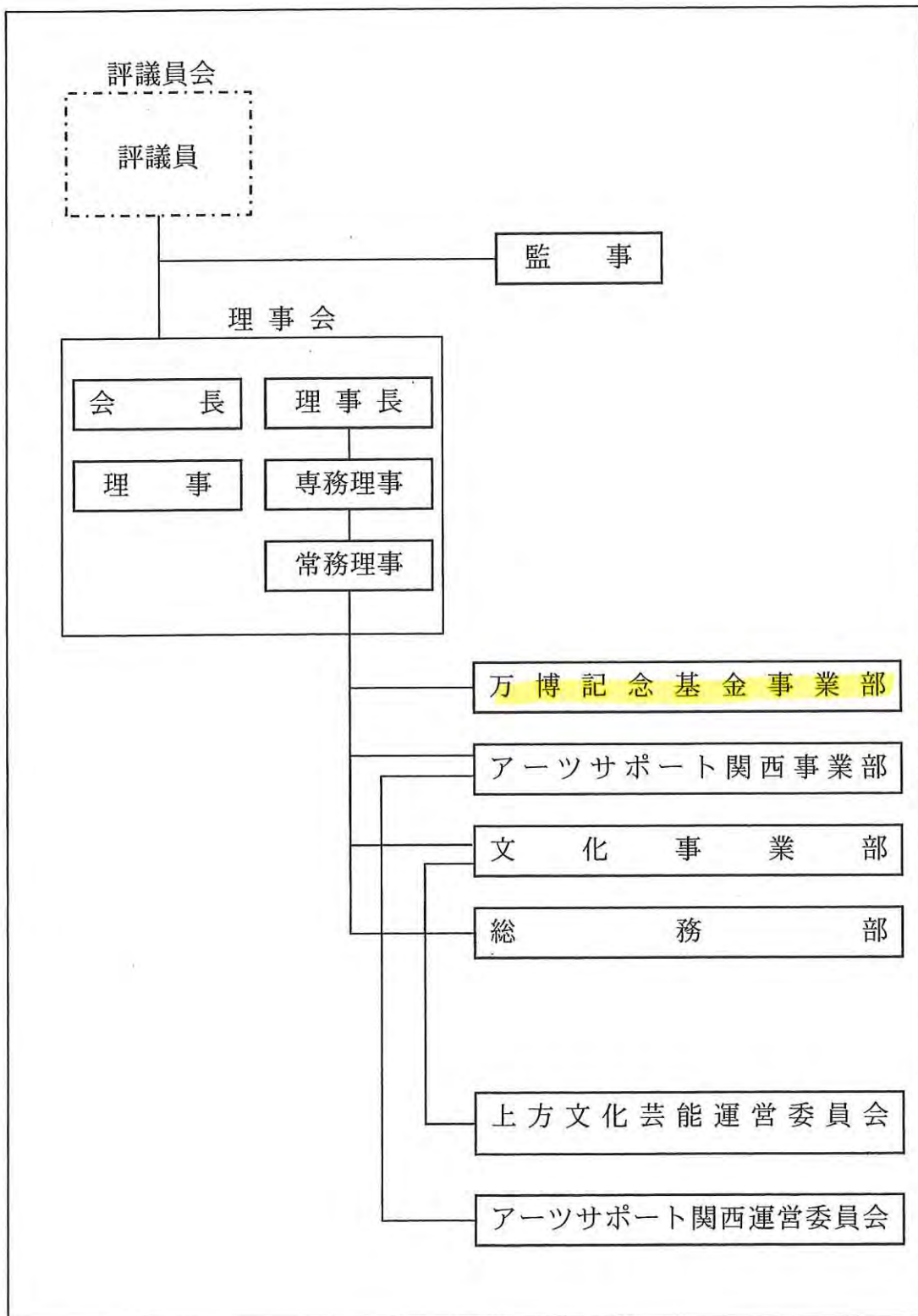
- 1) 日本万博の余剰金を基に記念基金を1971年設立、独立行政法人として運用、日本全国ならびに世界各国対象に理念継承に資する事業に助成 (資料1)
- 2) 2017年までの総助成件数114か国4、508件、助成金総額191億円の実績
- 3) 2013年まで 独立行政法人において運用
- 4) 2014年より公益財団法人関西・大阪 21 世紀協会が継承、同年政令公布 (資料2)
- 5) 2014年 旧独立行政法人より4名を雇用、1名を関西経済連合会推薦により雇用、計5名により運用し現在に至る内4名の技術的基礎 (資料3)
- 6) 当協会の組織 (資料4)

以上相違ありません

公益財団法人関西大阪 21 世紀協会

理事長 堀井 良助

1. 協会機構図



3. 協会役職員現在籍者数

3. 協会役職員現在籍者数

平成29年3月31日現在

	出向職員				協会職員				計						
	役員	部長	E P ・ E M	C P	計	役員	部長	E P ・ E M	C P	計	役員	部長	E P ・ E M	C P	計
理事長					1	1				1	1				1
執行理事(常勤)	2				2					2	2				2
万博記念基金事業部							1	1	2	5		1	2	1	5
アーツサポート関西事業部				2	2		(1)							2	2
文化事業部				5 (1)	5			1		1				1	6
総務部		1			1			(1)	(1)	2		1		2	3
職員合計	2	1		7	10	1	1	2	2	9	3	2	2	9	19

※1 EP:エグゼクティブコンピューター EM:エグゼクティブマネジャー CP:コンピューター

※2 ()数字は兼務人員であり、集計数字には含まれない。

政 令

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十四号

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十六年政令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

第十五条を第十七条とし、第十条から第十四条までを二条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の二条を加える。

（廃止法附則第二条第二項の政令で定める金額）
第十条 廃止法附則第二条第二項の政令で定める金額は、百三億二千四百五十九万七千六百三十円とする。

（廃止法附則第二条第四項の政令で定める基金承継人）
第十一条 廃止法附則第一条第四項に規定する政令で定める者は、公益財団法人関西・大阪二十一世紀協会（昭和五十七年四月八日に財団法人大阪二十一世紀協会という名称で設立された法人をいう。）とする。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 安倍 晋三

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十五号

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の四第七号中「第十一条の七の十一第二項第一号ホ」の下に「及び附則第六条の二の十の二第七号」を、「及び第二項第一号ホ」及び「第二項第二号へ」の下に「並びに附則第六条の二の十の二第七号」を加える。

第十一条の十第一項及び第二項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三項中「第四項まで」を「第三項まで」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「第四項まで」を「第三項まで」に改め、同条第八項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附則第六条の二の十の次に次の一条を加える。
（退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求する者が受ける障害を支給事由とする年金である給付）

第六条の二の十の二 法附則第十二条の四の二第六項第一号に規定する障害を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 国民年金法による障害基礎年金及び旧国民年金法による障害年金

二 厚生年金保険法による障害厚生年金及び旧厚生年金保険法による障害年金

三 旧船員保険法による障害年金

四 障害共済年金及び昭和六十年改正前の法による障害年金

五 地方公務員等共済組合法による障害共済年金及び旧地方公務員等共済組合法による障害年金

六 私立学校教職員共済法による障害共済年金及び旧私立学校教職員共済組合法による障害年金

七 移行障害共済年金及び特例障害農林年金並びに移行農林年金のうち障害年金

（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同条第一項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同項の表第一号中

平成二十五年十月から平成二十六年三月まで

平成二十四年四月から平成二十六年三月まで

平成二十六年四月から平成二十七年三月まで

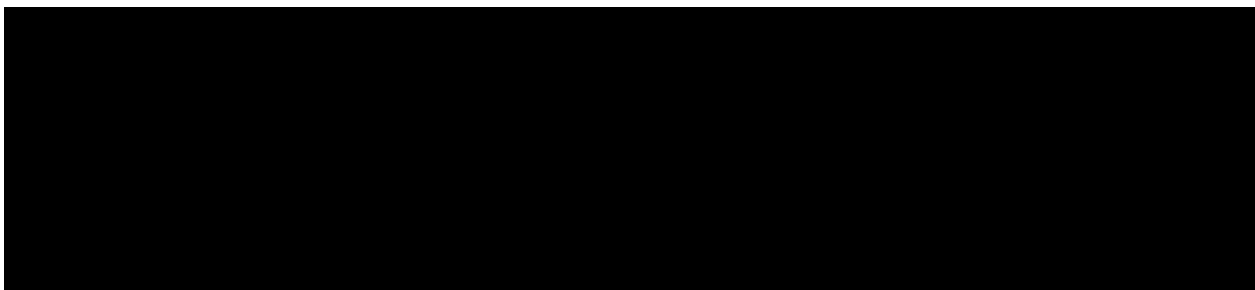
一・〇〇一

に改め、同表第三号中「七十七万八千五百円」を「七十七万二千八百円」

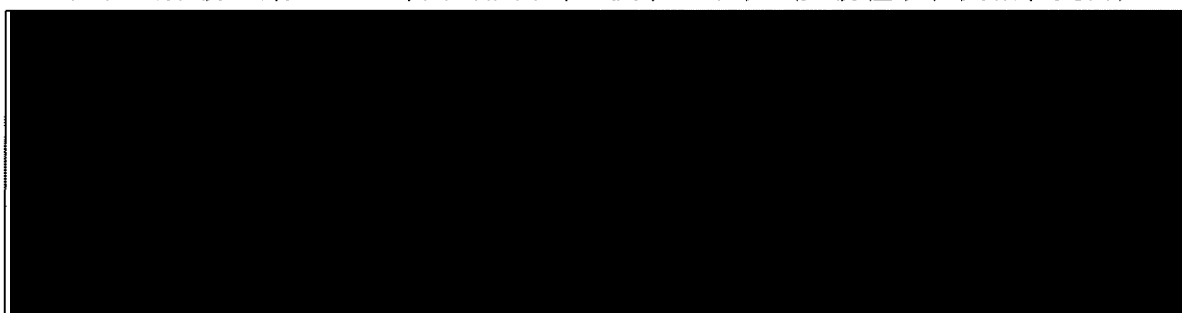
〇・九九六

に改め、同表第四号中「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「〇・九七七」を「〇・九七〇」に、「〇・九八〇」を「〇・九七三」に、「〇・九八三」を「〇・九七六」に、「〇・九八六」を「〇・九七九」に、「〇・九八九」を「〇・九八二」に、「〇・九九一」を「〇・九八四」に、「〇・九九四」を「〇・九八七」に、「〇・九九七」を「〇・九九〇」に、「〇・九九〇」を「〇・九八三」に改め、同条第三項及び第四項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「〇・九七七」を「〇・九七〇」に、「〇・九八〇」を「〇・九七三」に、「〇・九八三」を「〇・九七六」に、「〇・九八六」を「〇・九七九」に、「〇・九八九」を「〇・九八二」に改め、同条第五項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「率は〇・九九〇」を「率は〇・九九三」に、「〇・九九三」を「〇・九九六」に、「〇・九九六」を「〇・九九九」に、「〇・九九九」を「〇・一〇〇二」に改める。

職務経歴書



2. 上記担当業務を踏まえた専門的能力等に関する事項（実務経験、資格、免許）



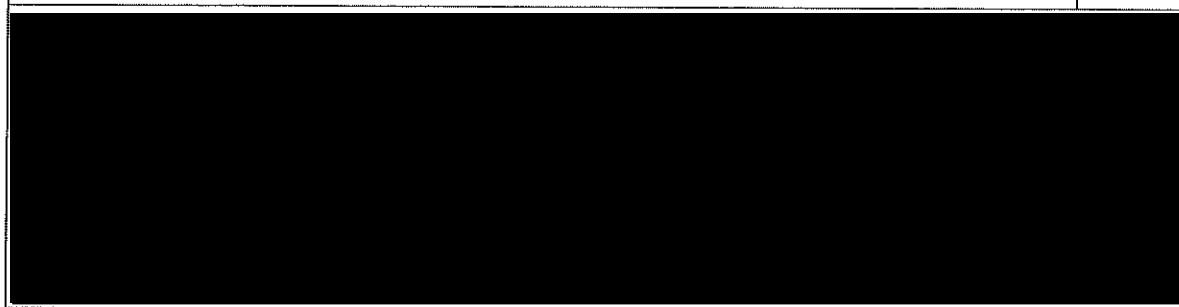
2-1. 民間公益活動やソーシャル・イノベーションについて

民間公益活動やソーシャル・イノベーションに関する十分な知識の有無	<input type="radio"/>

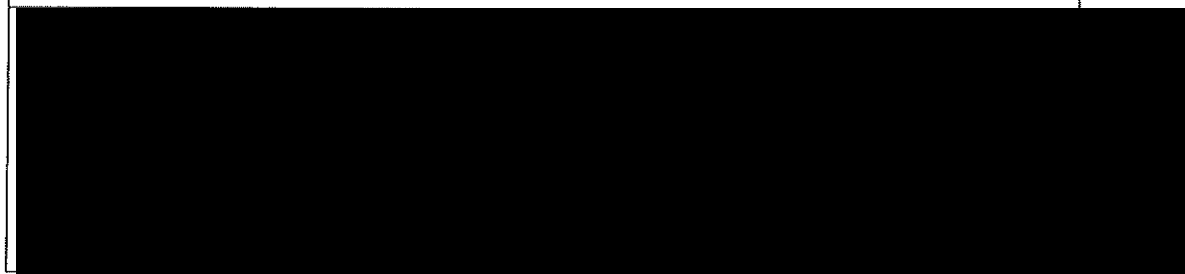
2-2. 助成事業について

公募要領の作成や審査、選定の経験の有無	<input type="radio"/>

3-3. 財務および会計について

財務および会計に関する十分な知識及び経験の有無	○
	

2-4. 英語能力

海外のカウンターパートや外国政府および国際機関等の諸機関、民間企業等との円滑なコミュニケーションを行える能力および経験の有無	○
	

職務経歴書

1. 当協会における所属部署、役職、担当業務の内容

--

2. 上記担当業務を踏まえた専門的能力等に関する事項（実務経験、資格、免許）

--

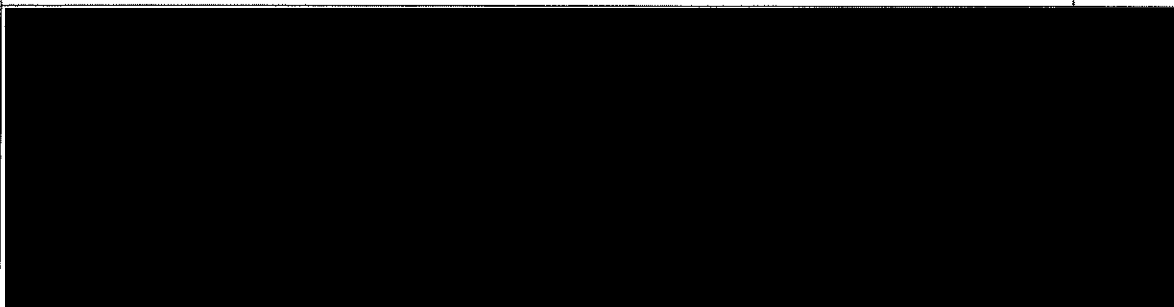
2-1. 民間公益活動やソーシャル・イノベーションについて

民間公益活動やソーシャル・イノベーションに関する十分な知識の有無	○

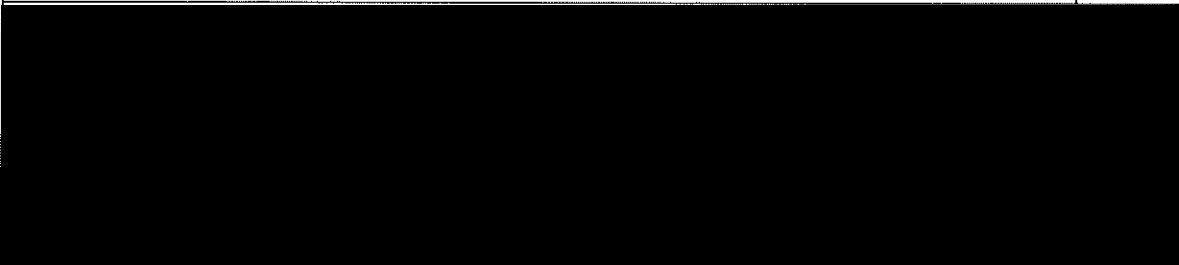
2-2. 助成事業について

公募要領の作成や審査、選定の経験の有無	○

3-3. 財務および会計について

財務および会計に関する十分な知識及び経験の有無	○
	

2-4. 英語能力

海外のカウンターパートや外国政府および国際機関等の諸機関、民間企業等との円滑なコミュニケーションを行える能力および経験の有無	○
	

職務経歴書

1. 当協会における所属部署、役職、担当業務の内容

--

2. 上記担当業務を踏まえた専門的能力等に関する事項（実務経験、資格、免許）

--

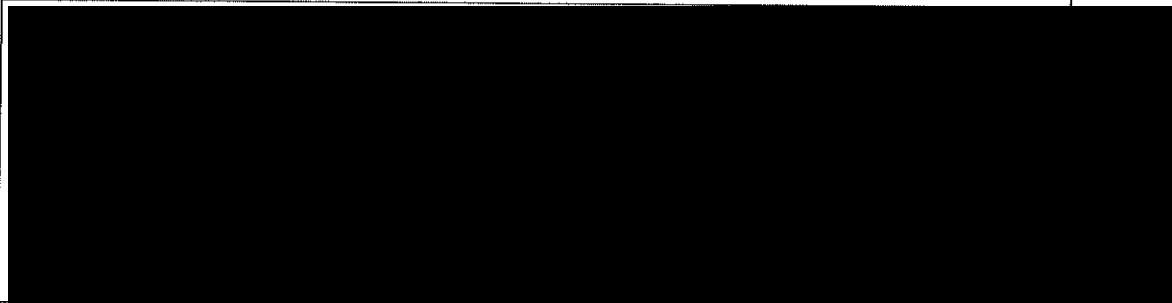
2-1. 民間公益活動やソーシャル・イノベーションについて

民間公益活動やソーシャル・イノベーションに関する十分な知識の有無	○

2-2. 助成事業について

公募要領の作成や審査、選定の経験の有無	○

3-3. 財務および会計について

財務および会計に関する十分な知識及び経験の有無	○
	

2-4. 英語能力

海外のカウンターパートや外国政府および国際機関等の諸機関、民間企業等との円滑なコミュニケーションを行える能力および経験の有無	○
